

運輸部

現在、交通事故による死者数は年々減少傾向にあるものの、平成20年の事故発生件数は約77万件、死傷者数は約95万人と、国民の誰もが交通事故の被害者にも加害者にもなり得る極めて深刻な状況となっています。

自賠責保険・共済は、クルマやバイク（原動機付自転車を含む）1台ごとに加入が義務付けられており、交通事故が発生した際の加害者の賠償責任を担保し、被害者への基本的な対人賠償を確保するものです。

しかしながら、車検制度のない原動機付自転車や軽二輪自動車のみならず、車検対象車両による無保険・無共済事故も依然として発生しており、被害者にとつても加害者にとつても悲惨な結果をもたらすことになります。

そこで、国土交通省及び運輸部

では、平成21年9月1日から9月30日までの1ヶ月間を「自賠責制度PR月間」と定め、以下の広報活動を行い、自賠責保険・共済への加入促進、無保険・無共済車による運行の危険性や違法性の周知、自賠責制度の基本的な仕組み等の認識度の向上を図ることとしています。

①ポスター・リーフレットによる広報の実施

地方公共団体、公共施設等へのポスターの掲示依頼及び地方公共団体、自動車関係団体等に対しリーフレットを配布し、自賠責保険・共済への加入促進の協力依頼を行う。

②監視活動の推進

大型商業施設、団地、駅前駐輪場等で通年行っている街頭監視活

今、100人に1人が
交通事故にあっている
まさかのために
必ず加入、忘れず更新、自賠責

自賠責保険(共済)なしでの運行は法令違反です!



*自賠責について

*自賠責は強制です! かんたん加入!

【お問い合わせ】
各警察機関とも、共済契約者はもちろん、クルマやバイクの運転者や乗用者などによっては罰金が科せられることがあります。
もしも、「自賠責」に加入しない運転者を目にしたら、必ず運転者に加入してもらいましょう。
詳しくは… <http://www.jibai.jp> (携帯からも見れます)

国土交通省

日本損害保険協会 一般社団法人 外国損害保険協会 証日本損害保険代理業協会
自賠責保険・自賠責共済



自賠責保険（共済）なしでの運行は法令違反です!!

活動を積極的に実施し、自賠責保険・共済標章のない原付や軽二輪車には通知書を付け、加入状況を確認させる等の注意喚起を行なう。

③関係業界等と連携した街頭啓発活動の実施

(社)日本損害保険代理業協会と共にで街頭における自賠責制度PRを実施する。

自賠責制度の詳しい内容は <http://www.jibai.jp> をご覧になれます。

